Ⅵ　道路施策の進め方

１．事業のスピードアップ

(1)目標宣言プロジェクトの全国展開

道路事業の効果を早期に発揮させ、道路事業の透明性・信頼性を一層向上させるため、プロジェクト・マネジメント[参1]を強化し、事業のスピードアップを図ります。なかでも、５年以内に供用を目指す効果の高い事業について、供用目標と年度毎の進捗目標を公表し、その達成度を評価する「目標宣言プロジェクト」を全国で実施します。

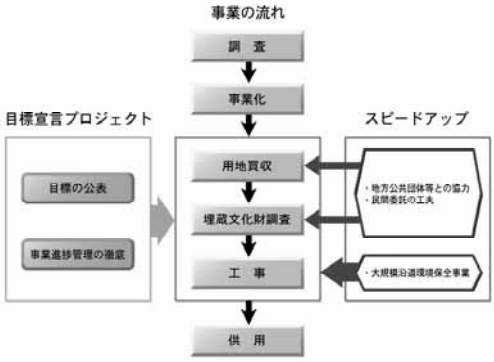

【事業のスピードアップ概要フロー】

○目標宣言プロジェクト：首都圏中央連絡自動車道等

(2)用地取得と埋蔵文化財調査の迅速化

迅速に用地を取得するため、土地収用制度の適切な活用を進めるとともに、地方公共団体等への委託を推進します。また、埋蔵文化財調査の促進のため、地方公共団体等の協力を得つつ民間委託や調査員の広域的確保などの先進的取組みの拡大に努めます。

(3)沿道コミュニティからの協力確保

大都市の環状道路等の整備により、沿道の生活環境に与える影響が懸念される地域において、道路空間の緑地化、公園の整備、代替地の確保等を推進する仕組みを導入し、沿道住民の懸念を軽減・緩和します。

○大規模沿道環境保全事業（仮称）［新規］

２．国民の視点に立った道路行政の推進

(1)成果志向の道路行政マネジメントの強化

国民の視点に立ち、より効果的、効率的かつ透明性の高い道路行政へと転換を図るため、成果志向の道路行政マネジメントの浸透・定着を図ってきたところです。今後は、地方公共団体等と連携し、国民に見える道路行政マネジメントの強化を図ります。

①国民との協働による道路行政の推進

国民と道路行政が進める施策の目的、重要性等に関する認識を共有するとともに、国民のニーズにきめ細かく対応することにより、よりよい道路行政を推進していくため、国道事務所等において目標の設定から実施、評価の各段階について、ＮＰＯ等の市民団体をパートナーとするなど、国民と協働して道路施策を推進します。

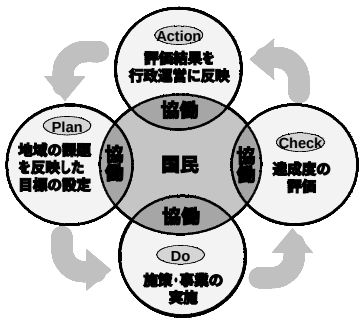

【国民と協働する道路行政ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ】

＜参＞１．**プロジェクト・マネジメント**：チームに与えられた目標を達成するために、人材・資金・設備・物資・スケジュールなどをバランスよく調整し、全体の進捗状況を管理する手法

また、国民と密接に関わる道路管理の分野においては、ボランティアサポートプログラム[参2]等の活動やその交流に対して支援します。

②地方公共団体との連携によるマネジメントの推進

より効率的な道路行政を目指し、各地域においての課題やニーズを地方公共団体と共有、国と地方とが連携して最適な解決策を見出し、優先度が高いところから対策を実施します。

(地方と連携している例)「道路見える化計画[参3](山梨県交通安全対策の例)」

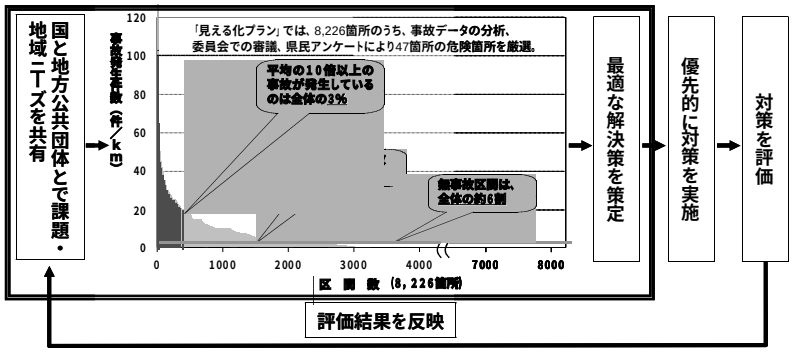

③有料道路事業におけるマネジメントの推進

有料道路事業においても、協定[参4]を踏まえた本線渋滞損失時間等のアウトカム指標を導入し、高速道路の維持・管理に関するマネジメントの取組みを推進します。

(2)国民の多様なニーズに応える仕組みの充実

「道の相談室」や「道路緊急ダイヤル」の一層の活用により、道路に関する必要な情報を収集するとともに、国道事務所等における施策の実施にあたり、引き続き各種モニターの積極的な導入を推進するなど、道路管理者が地域住民や市民団体等と連携しつつ、道路に関する身近できめ細かなニーズを積極的に把握するための取組みを推進します。

さらに、地域住民や市民団体等の協力も頂きながら、国と地方公共団体が連携し、道路の整備や管理に係る潜在的なニーズへの対応を図る取組みを推進します。

＜参＞2．**ボランティアサポートプログラム**：地域住民団体が道路管理者・自治体と協定を結び、道路の美化活動や道路異常の発見・通報等を行い、それを用具の支給等により道路管理者・自治体がサポートするシステム

3．**道路見える化計画**：効率的に道路行政を推進するために、各都県と連携して課題のデータや、それに基づいた解決策とその結果を国民に「見える化」したり、工事の実施の際にも何のための工事か「見える化」したりするなど、今まで見えにくかった道路行政をもっとわかりやすく「見える化」する計画

4．平成18年3月31日に高速道路会社６社と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で締結

(3)事業評価の徹底

個別事業の効率性及びその実施過程における透明性の一層の向上を図るため、引き続き個別事業の厳格な評価[参5]を徹底します。また、環境・安全等のより多様な便益要素を評価対象に取り入れ、的確な分析と説明に努めます。

(4)道路計画の策定プロセスの改善

道路計画の策定にあたっては、手続きの透明性、客観性、公正さを確保するため、構想段階[参6]から市民参画型道路計画プロセスを推進します。

３．多様な主体の協働による新しい道路空間の形成

バリアフリー、景観、防災、地域の賑わいなど道路に対する国民のニーズは一層多様化しており、これらのニーズに的確に対応するため、21世紀にふさわしい「人と道路のつきあい方」や「地域と道路の新しい関係」の構築が求められています。

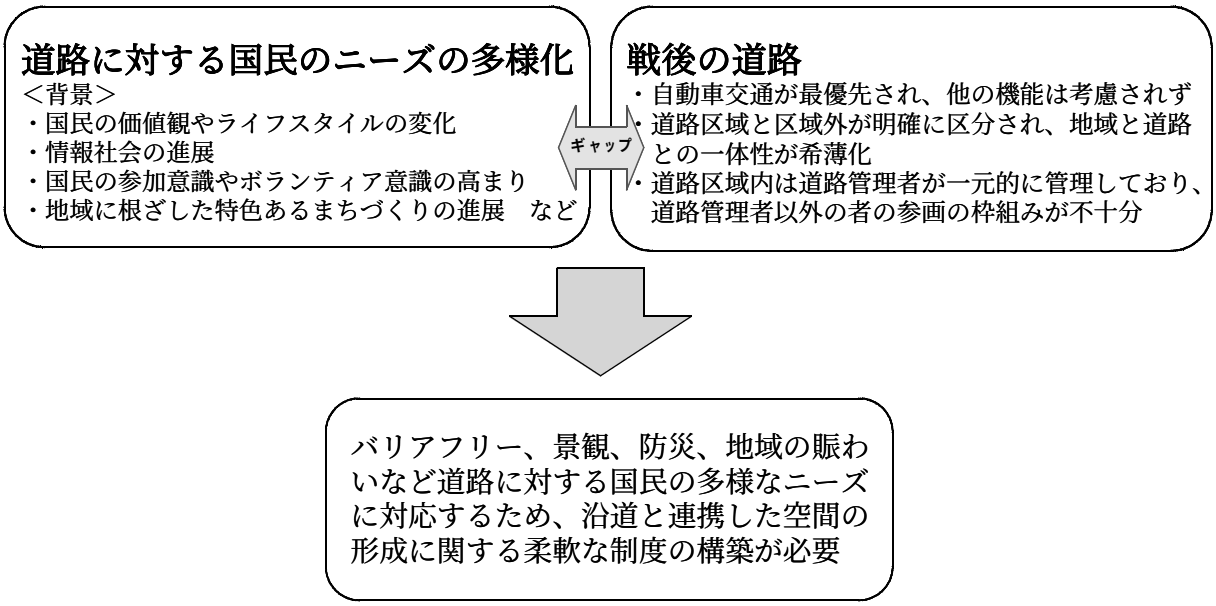

このため、既存の画一的な道路の機能や区域、管理者といった概念にとらわれることなく、新しい道路・沿道空間の形成に関する柔軟な制度の構築を図ります。

また、これらの制度を積極的に活用することにより、「日本風景街道[参7](ｼｰﾆｯｸ･ﾊﾞｲｳｪｲ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ)」等の推進を図ります。

＜参＞５．事業評価実施要領（平成10年３月策定）等に基づき実施してきた費用便益比（Ｂ／Ｃ）を含む個別事業評価を新規事業採択時の評価、事業途中段階の再評価、完成後に行う事後評価として実施

６．個別の路線計画において、都市計画決定等の段階より早い段階のこと

７．Ｐ20「４．美しい景観や活力ある地域づくりのための「日本風景街道（ｼｰﾆｯｸ･ﾊﾞｲｳｪｲ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ)」の推進」参照

(参考)道路ルネッサンス研究会[参8]の提言のポイント

・沿道住民や地方公共団体等が参画して、道路の性格の決定や計画の作成を行う仕組み
・計画に基づき、様々な主体が参画して沿道も含めた空間の一体的な整備・管理を行う仕組み
・道路のあり方・性格に応じて、構造基準・占用許可基準を多様化する仕組み

４．コスト構造改革の推進

質の高い道路サービスを確保しつつコストを縮減するため、引き続きコスト構造改革に取り組み、規格の見直しによる工事コストの縮減や事業のスピードアップによる整備効果の早期発現、維持管理費の縮減などにより、総合的なコスト縮減を図ります。

また、将来の維持管理費の縮減については、道路ストックの増大に対応し、適切な時期に的確な道路構造物の補修を行い、ライフサイクルコストを低減するなど積極的な対策を実施します。

H19までに総合コスト縮減率を15%縮減（H14比）
H17（速報）10.6% ⇒ H18（目標）12.0% ⇒ H19（目標）15%（H14比）

５．公共工事の品質確保の促進と入札談合の再発防止

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、社会資本の品質確保のため、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、現場に即した技術力の競争を求める総合評価方式の充実や新技術の活用など、価格と品質に優れた調達を実施します。

また、高速道路や直轄国道の工事について、客観性・透明性・競争性の高い一般競争方式を引き続き推進するなど、入札談合の再発防止を図ります。

６．国と地方のパートナーシップ

地方の自主性・裁量性を高めるため、地域の課題解決に資する効果の高い道路事業を積極的に展開できるよう、地域の提案に基づき更なる改善を実施します。

○補助国道の小規模な改良や補修を一体的に計画・事業実施［新規］

○地方道路整備臨時交付金について、手続の簡素化など更に運用改善を実施

＜参＞８．道路ルネッサンスを推進するための具体的な提言を頂くため本年２月に設置された研究会（委員長：屋井鉄雄東京工業大学教授）において、沿道と連携した空間の形成に関する柔軟な制度の構築の必要性について提言がなされたところ